

教育民生常任委員会

(令和3年3月8日)

○ 竹野兼主委員長

休憩時間を使わせていただきまして、ここから教育民生常任委員会を開催させていただきたいと思います。

金曜日に引き続きまして、ここからは請願の審査を行ってまいりたいと思っております。

請願第6号 四日市市に暮らす全ての子どもたちのため、公私の分け隔てなく就学前教育の充実を求めることについて

○ 竹野兼主委員長

当委員会に付託されている請願につきましては、四日市市の子どもの教育を考える会より提出されたものであり、紹介議員から趣旨説明の申出がありました。3月2日の委員会におきまして出席を許可することにしましたので、本日、紹介議員である小林博次議員、そして豊田政典議員、兩名にお越しいただいております。

請願審査の進め方についてですが、請願文の朗読と紹介議員からの趣旨説明、紹介議員への質疑、そして理事者に対する質疑、討論、採決の順に進めていきたいと考えております。なお、豊田議員につきましては、本日13時より総務常任委員会が行われる予定になっておりますので、その時間までに説明と委員の質疑のところは終結するよう、ご協力を賜りたいと思いますので、よろしく申し上げます。

それでは、朗読を事務局、よろしく申し上げます。

○ 渡邊議会事務局主事

事務局の渡邊でございます。請願文の朗読をさせていただきますけれども、初めに資料の場所をお伝えさせていただきます。会議用システムの09、2月定例会議会の05教育民生常任委員会、これの134（3月1日追加配付）請願文書表をご覧ください。これの3ページからでございます。

それでは、朗読させていただきます。

（事務局朗読）

## ○ 竹野兼主委員長

それでは、紹介議員から説明を行っていただきますので、よろしくお願いいたします。  
なお、説明につきましては、請願の要旨についての説明としていただきますようお願いいたします。なお、豊田政典議員から資料を提出していただいておりますので、机の上にかせてもらっておりますので、よろしくお願いいたします。それでは、お願いします。

## ○ 豊田政典議員

まず、教育民生常任委員会の皆さん、正副委員長をはじめ、委員の皆さん、時間をつくっていただきまして、御礼申し上げます。ありがとうございます。

私からは、請願団体の紹介と、それから、請願者が出席できず、我々に託された経緯について説明をさせていただき、その後、小林議員のほうから請願趣旨の詳細について説明をさせていただき、さらに補足があれば、私のほうでさせていただきます。

お手元に、請願者団体から出されております、四日市市の子どもの教育を考える会の立ち上げ、願い、活動内容・会員についてという資料を配付いただきました。1年前に発足された会議体で、現在23名の子供の保護者の集まりであるということで、もともと団体というか、絵本の読み聞かせ等で集まっていた団体ですけれども、文章にも書いてありますが、報道等で四日市市の公立幼稚園が、ともするとなくなるかもしれない、今、自分たちが声を上げないと、公立幼稚園、それから幼児教育について大変不安な状況なので、今回請願を出したということでもあります。構成員は、子供の保護者、お母さんたちなんですけれども、公立幼稚園の元保護者、現役保護者、私立幼稚園の保護者、あるいは保育園の保護者も入っているそうで、23人で構成しているということを聞いております。

請願者の皆さんはそれぞれ、今言ったように小さい子供がみえるので、コロナ禍において、こういった集まり、会議体に参加するのはなるべく控えていると。非常に強くコロナ対策を心がけていることもあり、また、会長の濱島麻希子さんは介護施設で働いておられるので、とりわけコロナに対する気を遣っているのも、請願説明については紹介議員に託するというのを聞いておりまして、思いを我々2人で聞いてまいりましたので、本日伝えたいと思います。今から小林議員のほうで、趣旨、請願の思いを説明してもらいますが、委員長、改めて聞き取り内容をまとめたものがありますので、再配付いただきたいんですけども、よろしいでしょうか。

○ 竹野兼主委員長

委員の皆さんにお諮りします。聞き取り内容をまとめてあるとかという資料があるようですが、それを配付させていただいてよろしいですか。

(異議なし)

○ 竹野兼主委員長

では、配付させますので、よろしくをお願いします。

では、配付いただきながら、詳しく口頭で小林議員から説明していただきます。

○ 小林博次議員

代わって説明させていただきます。

請願の代表者は職務に熱心な方で、高齢者にコロナウイルスが感染してはまずいということで、今、職務を行っているということで、そのことを、まず認識をいただくとありがたいなと思っています。

請願趣旨の中にもありましたが、この中で、学校教育法第22条のことが強調されて書いてあります。私も教育基本法の中身を改めて読ませていただいて、なるほどな、日本の教育は、こういうことできちっとやられているんだなという理解を持たせていただきました。そんな思いの中で、もう一回幼稚園の問題について考えてみると、例えば皆さん方の中で、請願事項の第2項、3歳児保育を早急に実施してくださいというところにどうもこだわりがあって、そんな全園でできやんではないかという、こういう思いがあるやに聞いたわけですが、この点についても、請願者の意見としては、早急にやれる園で実施してほしいと。どの園でやれるのかどうかは、これはやっぱり理事者と保護者と関係者と相談の上、決定していただくといいのではないのかなということ言われていましたから、そういう趣旨を含んで、3歳児保育を早急に実施してほしいということ言われています。ですから、もう一回繰り返しますけど、ここに書いた早急に実施というのは、できる園で、できるだけ早く実施してほしいということで理解をしていただくとありがたい。

それから、園児が減っていくと、公立幼稚園はこれからどんどん減っていくと思います。それから、コロナがあると、今、コロナで、生まれたのが随分少なくなっていますから、

ちょっと実数は分かりませんが、そうすると、3年後にたちまち公立保育園、公立幼稚園は4年後ですけれども、危機的状況を迎えてしまうのかなということが言われています。ですから、何とかそれを早急に話し合いをしながら避けていただきたいなど。120年の歴史を四日市の公立幼稚園は持っているんですけれども、120年というと、今年、市制施行123年ですから、市制が施行されて間もなく公立幼稚園が誕生した。日本中に先駆けて——例がないんですが——公立幼稚園と公立の保育園両方とも持って幼児教育に当たったというのが四日市の歴史なんです。そういうことで、この歴史だけは絶やしてほしくないな、何とか守ってほしいなというのが、その次の願いです。3歳児保育をやっていただくのに、私立でもやっておりますような預かり保育、そういうことも併せて考えていただくとありがたいと思っています。

それから、今後の進め方ですが、幼稚園の在り方ですが、子育てをどんなふうにしたらいいのかというのを、公立保育園、私立保育園、公立幼稚園、私立幼稚園、それから認定こども園、それから保護者、行政、そこに議会が入るのかどうか分かりませんが、関係者が寄って、四日市の子供をどうやって育てたらいいのかという答えを出していただくのが一番いいのではないのかなと付け加えられておりました。

私も四日市幼稚園に、港地区にあるときですから、今は元町にあります、変遷の歴史もあったのかなと。歴史をひもといていませんけれども。そうすると、やっぱり地元で育った子供たちが、地元ふるさとを感じる事ができたら、またふるさとへ戻ってきて、あるいはふるさとで様々な活躍をしてくれる、そんなことに大きく期待が繋がっていくのかなというふうなことも併せて感じました。

それと、幼稚園の歴史の中で、8年前、もう年替わったから9年前ですか、下野の幼稚園で3歳児保育を、実は3年間テストケースとして取り組んでいただきました。幼稚園の先生方、幼稚園教諭もご協力をいただきながら、保護者もちろん協力をいただいて、子供を集めて、随分大きな成果がありました。普通は、成果があるとそのまま本実施ということにつながっていく。ところが、ここはややこしいところで、その頃に私立のほうは、公立幼稚園が活況を呈すると、私どもの園が減るではないかと、こんな論議が一部あって、どういう加減か分かりませんが、3年のテスト結果がよかったのに、もうそれ以上はやらなくなった。こんな歴史があります。それがもしそこできちっと本番実施していると、今の答えではなくて、ちょっとましな答えになったのかなと思っています。

現状は、例えば4歳児と3歳児を持っていると、3歳児は別の園、4歳児は別の園、こ

れが一番仕事を持っている親御さんには苦痛なわけです。幼児教育はできるだけ小さい頃からやるのが一番いいと言われているわけですから、3歳にとどまらず、2歳から始めていただくともっと成果が上がるのかなという、そんなことも思いながら、今日ここで少し趣旨の説明をさせていただき、あとは、言葉足らずの点はまたご理解いただきたいと思えますし、議論の中で質問に答える格好で答えさせていただけるとありがたいなと思えます。よろしくをお願いします。

#### ○ 竹野兼主委員長

ありがとうございました。

紹介議員の趣旨説明は、お聞き及びのとおりですが、先ほども請願の部分のところについての請願者さんの聞き取りという状況があったので、お話を聞かせていただきました。その部分のところについて、改めまして質疑をお願いしたいと思います。委員の皆さんからは、今回の紹介議員の部分のところで不明な点、どのような状況なのかについてのご質疑をお受けいたします。何かございますでしょうか。

#### ○ 荒木美幸委員

ご説明ありがとうございました。請願の文章があり、そして思いというところで、今、資料にまとめていただいたものを拝見させていただきました。私たち議員は請願の審査をするときに、やはりまずその文面から伝わってくる請願書の思いを理解します。そして、さらにそこでは書き切れなかったところを、請願者の方などが直接いらっしゃって説明していただくという、そういった経緯だと思います。しかしながら、今回、先ほどのコロナの状況もあって、お越しになれなかった。これは理解したいと思うのですが、後でいただいたこの文章の内容が思いであるならば、なぜこういった内容が請願の文書の中に表れていなかったのかというのを不思議に思いましたので、教えてください。

#### ○ 豊田政典議員

何分、こういう市議会に関わること自体が不慣れな方たちの中で、請願文書を出すという段階で、一番象徴的に3歳児保育ということを出せば、伝わるのではないかということで作られたそうですけれども、その後の聞き取りというか、我々との話合いの中で、こういう意図なので、まずは、3歳児をはじめ、預かり保育等も含めて、今の流れを一旦

止めてほしいと。立ち止まった上で、議会と行政と関係者と話し合っしてほしいという意図なので、そこはくれぐれも伝えていただきたいということでした。

#### ○ 後藤純子委員

請願者の思いというものは、請願が提出されてから、この思いを聞き取りされたという理解でよろしいですか。提出される前の話なんですか、この聞き取りは。

#### ○ 豊田政典議員

請願が提出された上で、紹介議員として説明に行かなければいけないし、議会でこういう意見も出ているということも伝えながら、改めて詳しく聞かせていただきました。

#### ○ 竹野兼主委員長

他にご意見というか、ご質疑ございますでしょうか。

申し訳ないですけど、今の話いろいろと聞かせていただいて、少しお尋ねしたいんですが、この請願、これまで私が経験してきた部分の請願のところ、趣旨は分かるんですけど、この文章の部分については、これはなくなるわけですよ。本来、趣旨の部分をやろうとすれば、何らかの形でその趣旨を理解できるようなものになる必要があって、それがなければ、請願の部分はどうするのという話になれば、採択するのか、しないのかをはっきりとしなければならないのが、議会の請願の決め事だと思っているんですけど、その辺について、もう一度お話しいただく、また、それ以外の部分のところ、委員の皆さんからも何かご意見があれば、その点について、説明議員のいらっしゃる間に少しお話をさせていただけるとありがたいんですけど。

#### ○ 豊田政典議員

これは、私と小林議員の考えかもしれませんが、先ほど言ったように、請願というのは一般市民の方が出されるものなので、なかなか意図が伝わりにくいというのが、過去からあったと思うんです。そんな中で、一番大事なのは、文言以上に込められた思いを我々議会がどこまで受け止められるかということから、請願者の説明時間を近年設けた。今回は紹介議員ですけども。だから、文言にこだわって、文言がおかしいから、これは無理だというのはあまりにも不誠実というか、市民の思いに対してね。ここは思いを判断してい

ただくのが、やっぱり議会のあるべき姿だと思うし。記録に残るので、この請願文書及び参考資料を幾つか出させていただいたので、これも共に保管いただければ、後世の市民が読んで理解できる。また、委員長報告で書いていただければきちんと記録は残ると思いますから、ぜひ思いというか、中身で判断していただきたい。そんな思いで、我々はここに座っております。

## ○ 小林博次議員

過去の例の中で、委員会を休憩していただいて、請願者にこの文章を変更していいかどうか確認して、その後採択いただいたことも、実はあります。ですから、どういう扱いをしていただくのか分かりませんが、普通は請願者、中身、文章表現というのは必ずしも正確であるかどうかはちょっと分かりませんから、説明を聞いて理解して、理解から文章が外れるというなら修正をしていただいたらいいかと思うんですけれども。

要は、公立、私立の隔てなく、四日市の子供を平等に育ててほしいというのが請願趣旨の一番大きな眼目でございますので、その趣旨からいうと、早く3歳児保育を実施してくださいよという願いは、まんざら趣旨からそれているわけではないと思っています。ただ、いつからするのか、どの辺からするのか、設備が要するのか、教諭が足りるのか、足りないのか、全部整わないと、実際には実施できないわけで、その辺りを理事者に、これが採択されたら、あしたからできるのかという、多分できないという返事が来ると思う。だから、その辺りは議論の中で確認していただくといいのではないかなと。

私のほうは、できればちょっと休憩してもらって確認して、文章変更がよければ、させてもらって、もしくは、変更をするならいいですよということなら、そういう確認をしていただくと、後日責任を持って調整させてもらう。

## ○ 竹野兼主委員長

皆さん、今話を聞いて、どのように感じられたかというのは分かりませんが、委員長の立場からすると、あくまでこの請願の文章のところについて、今、小林議員のほうから、途中で文章を削ったりすることができるというところ、そんなのが本当にあったのかどうかも、今、分からない状況でもありますし、あくまで請願というものは、小林議員が言われるのも、僕ももつともと思いますが、ただ、この請願事項には、早急に実施してください、職員体制を整えてくださいとなっているので、意図を酌めと言われても、この



文章が残る場合には、なかなかその話を、今、私たち委員の部分のところは聞かせてもらったけれど、その部分のところをどうすればいいのかなというところだと思います。

そのところで、例えば、本当に小林議員が言われるみたいに、今この現場でそういうことが、例えば、この部分のところ、まずいじゃないかという意見があれば、それを消してることができるのか、それとも、少し時間を取ってもらって、いろんな意味合いで、審議としては審査期限を延期するなり、何らかの形でもう一度改めて提案してもらおうという部分のところが必要なのか、その辺のところ、私としては非常にどういうふうにするべきなのかというのが分かりづらいところがあるので、もう午後1時になりますので、一旦休憩させていただいて、本当にそういうことができるのかどうかも含めて、事務局と少し話をさせていただく。午後1時ですので、豊田議員については総務常任委員会に出席していただいて、小林議員におかれましては……。

(発言する者あり)

#### ○ 竹野兼主委員長

確認という意見が出ましたので、どうぞ確認してください。

#### ○ 荒木美幸委員

1点だけ、お二人がいらっしゃるところで確認だけしたいんですが、請願の内容の中に、時代の変化とともに求められるニーズが変化しているという、そういった内容の中で、施設環境と保育時間というのがあるんです。施設環境については、実は、ご存じのとおり、今年度予算も大きく広げていただいて、様々な修繕をしていただいたり、あるいは遊戯室にエアコンも設置することになりました。それ以外に、どういうところが不足しているのかという点。もう一点は、保育時間を課題としているということは、公立幼稚園において3歳児保育と同時に長時間保育も入れるべき、あるいは預かり保育も入れるべきというような趣旨であるという理解でよろしいでしょうか。2点お願いします。

#### ○ 豊田政典議員

今、言われるとおりで、時間的には預かり保育であったり、3歳児保育もそうですね。時代のニーズというのは、その時代が要請する保護者の情勢が変わってきているので、3

歳児保育であり、預かり保育であり、様々変わってきているということをおっしゃっているのだと聞いております。

○ 荒木美幸委員

施設環境については、大きく何が不足しているのか。

○ 豊田政典議員

施設環境については、私がおの代表者と話している限り、今まで議会でもいろいろ議論した、今、荒木さんがおられたような内容。全般的に公立幼稚園で後れているという話はしていません。

○ 竹野兼主委員長

よろしいでしょうか。時間ですので、豊田議員におかれましては退席。それから、暫時休憩させていただきます。今のお話の部分のところを少し確認しながら、改めて皆さんのところに連絡へ行かせてもらうので、会派のほうでお待ちいただくようよろしくお願いいたします。

13:00 休憩

---

14:05 再開

○ 竹野兼主委員長

休憩を解きまして、再開させていただきます。

先ほどの委員会におきまして、私のほうの意見で、これまでにあったかどうかという、議員に対する問題発言があったことについては、過去にどのようなことがあったのかという調査をという意味合いでしたが、本当に失礼な言い方だと感じられたのであれば、本当に申し訳ないと、改めてお詫びを申し上げたいと思います。

それでは、再開するに当たりまして、趣旨説明の部分と、先ほどそういうことがあったことも含めて、過去の調査の部分のところを改めて事務局のほうで答弁させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○ 田中議会事務局議事係長

事務局、田中でございます。まず、休憩前の請願の内容について、文章について、請願者の方から訂正の申出を受けて、委員会の中において訂正をした事例があったかどうかということですが、過去の先例等々を調べてみたんですけれども、確認ができなかったということで、現時点では不明であるということでお答えせざるを得ません。申し訳ございません。ただ、議会運営の本によりますと、一旦本会議において議事日程として上がって、委員会に付託されたものについては、やはり本会議での承認が要るであろうというような解説がついておったことを申し添えさせていただきます。失礼します。

○ 竹野兼主委員長

説明は、お聞き及びのとおりです。

今の説明に対して、何かご質疑ありましたら。

(なし)

○ 竹野兼主委員長

ないようですので、先ほども説明をいただいたように、趣旨採択という説明の部分のところについてなんですが、実は平成2年12月11日、議会運営委員会におきまして、請願の審査に一部採択、趣旨採択を採用するかどうかについて協議がなされております。その結果、従来どおり採用しないこととなったというふうに、今の状況でははっきりとしたことが分かっているところです。そのため、今回、審査の期限の部分のところについては一旦延長させていただきまして、議会運営委員会のほうにもう一度改めて確認をさせていただきたいと考えるんですが、委員の皆様にご了承いただけますでしょうか。よろしいですか。

(異議なし)

○ 竹野兼主委員長

それでは、その部分のところにつきまして、この請願につきましては、委員会の審査日程は3月9日までになっておりまして、3月12日に議会運営委員会が行われます。そのときに改めて趣旨採択についての取扱いを議会運営委員会で確認していただきたい。そして、

審査日程の追加、委員会の審査日程は9日になっておりますので、それ以降のところでは日程の追加を議会運営委員会をお願いしたいということを皆さんに確認させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

#### ○ 竹野兼主委員長

では、その形で進めさせていただきます。小林議員、ありがとうございました。それでは、ご退席をよろしく申し上げます。

今回、理事者のほうの質疑の部分のところについては、何も諮るところが、申し訳ありません、ありませんでしたが、もし何か質疑があれば、3月12日以降に日程がまた決定すると思いますので、その際に改めて理事者に対する質疑を考えておいていただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

それでは、これより所管事務調査としまして、令和2年度人権施策推進懇話会について及び令和2年度同和行政推進審議会について、当委員会所管部分の報告を受けたいと思います。

資料の説明をお願いします。

#### ○ 石田人権・同和政策課長

人権・同和政策課の石田でございます。よろしくお願いいたします。

私からは、所管事務調査につきまして、ご説明いたします。資料のほう、タブレットの09、2月定例月議会、05教育民生常任委員会、010その他（人権施策推進懇話会及び同和行政推進審議会）の156分の2ページをお願いいたします。

人権・同和政策課が所管いたします人権施策推進懇話会と同和行政推進審議会につきまして、今年度の開催報告をさせていただきます。今年度、人権の懇話会を3回、同和行政の審議会を1回それぞれ開催いたしました。

1枚めくっていただきますと、4ページが第1回目の人権施策推進懇話会の概要でございます。

第1回目は、7月13日に開催いたしました。一度5月に開催を予定しておったんですが、コロナウイルスの関係で延期をしまして、7月13日となりました。委員8名中3名が欠席

でしたけれども、あらかじめ訪問しまして、事務局が説明やご意見をお預かりする形で進めさせていただきました。そのページ、4ページの議論の内容のところをご覧ください。第1回目の懇話会では、平成31年1月以来取り組んでまいりました、よっかいち人権施策推進プランの見直しの最終議論を行いました。

委員の主な意見等をご覧ください。プランの見直し最終案をご了承いただきましたほか、新プランに、新しい人権課題として高齢者などの移動手段について示されたことへの評価など、記載のとおりご意見をいただいております。

また、その他をご覧ください。懇話会で承認いただきましたプランにつきましては、四日市市の人権施策推進本部にて確定をいたしました。市議会においても、9月の総務常任委員会にて報告をさせていただいた後に、各議員にお送りさせていただきました。

なお、5ページからは当日の資料ということでございまして、6ページが委員の名簿でございまして、それから7ページからが人権施策推進プラン見直しの概要でございまして、12ページからがプランの見直し最終案ということでございます。

次に、41ページのほうをお願いいたします。41ページが、第2回人権施策推進懇話会の概要でございまして、第2回は10月30日に開催しました。まず、43ページのほうをご覧ください。43ページをお願いいたします。43ページは委員の名簿でございまして、8月から委員が入れ替わっております。今回から2年間、新たに小林委員さん、それから壺田委員さん、水谷泉委員さんの3名に新しい委員としてお加わりいただきました。

41ページのほうへ戻っていただいてもよろしいでしょうか。41ページにお戻りをお願いします。41ページの議論の内容についてでございますけれども、今回は、本市の人権施策を取りまとめました令和2年度人権施策推進プラン管理表を基に、本市の人権施策の進捗管理、評価に関する議論をいただきました。

委員からの主な意見等のところをご覧ください。一つ目、「やさしい日本語」の取組その他、情報を得られない人が置き去りにならない取組についてのご意見であったり、それから二つ目、子供の発達支援等に関する取組についての意見などをいただいております。

42ページからは当日の資料でございまして、それから、61ページから92ページまでになるんですが、61ページからが、人権施策推進プランに基づきまして、本市の人権施策を新しく取りまとめました令和2年度の人権施策推進プラン管理表でございまして、全部局の合計199事業をまとめましたものでございます。当委員会の所管は、学校教育であったり、それから、子供や青少年、障害者、高齢者などの人権について、91事業でございまして、

次に、94ページのほうをお願いいたします。94ページが、第3回目の人権施策推進懇話会の概要でございます。第3回の懇話会は、令和3年1月18日に開催いたしておりまして、議論の内容としましては、前回の懇話会でいただきました意見をまとめた、よっかいち人権施策推進プラン外部評価報告書（案）についての議論でございました。

97ページをお願いいたします。97ページからが外部評価報告書（案）でございます、人権懇話会による外部評価（案）は102ページになります。102ページをお願いいたします。懇話会による評価（案）でございます。評価（案）は五つございまして、①から④につきましては、先ほど報告しました第2回目の懇話会の意見を反映したものでございます。また、⑤につきましては、正副会長と協議の上、加えました、新型コロナウイルス感染症に関連した不当な人権侵害を防止する取組を求めるものでございます。

例えば①ですと、現在外国籍の子供への「やさしい日本語」による授業や、迅速で分かりやすい防災情報の提供に向けたシステムの構築などが取り組まれており評価できる。

「やさしい日本語」は、外国人、障害者、高齢者、子供など様々な人にとって、また、災害など緊急時だけでなく、日常生活においても分かりやすいコミュニケーション手段となり得ることから、今後、その活用の広がり期待したい。また、情報の入手が困難な人が置き去りにならないよう、様々な手段を活用し、情報を届ける取組を進められたい。それから②では、子供の発達支援は早期発見、早期支援が重要である。学校現場においては、専門家の参画などによる支援が進んでいる一方で、学校間で取組に差が見られるため、今後はその解消にも努められたい。また、子供だけでなく、大人の知的障害や発達障害の特性についても、市職員が理解を深め、行政サービスを行う上で相手に応じた配慮を行えるよう努められたいというふうに、ご意見をまとめさせていただきました。

第3回目の人権施策推進懇話会では、以上の外部評価につきまして、2点修正をいただいております。①の中、「外国籍の子ども」というのが出てまいりますが、その表現につきまして、国籍にかかわらず、日本語の指導を必要とする子供がいるだろうというところで、改めてはどうかというところをいただいております。例としましては、どのように直すかという、「外国にルーツを持つ子ども」というような形で、「外国籍」というのを「外国にルーツを持つ」というふうに変えてはどうかということでございます。それから、⑤のところも修正ご意見をいただいております。⑤の新型コロナウイルス関連でございますが、「お互いの違いを認め合い人権が尊重される社会の実現に向けて」というのが中に出てまいりますが、これが一般的な文言であるということで、より具体的な新型コ

コロナウイルスについての記述に改めるとよいというご意見をいただいております。なお、外部評価につきましては、今後、正副の会長と修正を協議しまして、成案としていく旨、委員から了解を得ております。

最後に104ページをお願いいたします。104ページが、四日市市同和行政推進審議会について、会議の概要でございます。同和行政推進審議会は1月21日に開催いたしました。

今回の審議内容のところでございますけれども、教育、就労の取組や、四日市市部落差別の解消の推進に関する具体的方針に関する活動、事業など、それぞれ三つのワーキング会議で論点を整理しまして、審議会にて意見をいただきました。

めくっていただきまして、105ページからは当日の資料でございます、106ページが委員名簿でございます。学識経験者が2名、関係機関等の代表12名、合計14名でございます。

そして、108ページをお願いします。108ページから124ページまでになるんですが、令和元年度の教育、就労への取組について、成果と課題をまとめました資料でございます。主に4プラザの児童集会所で、子供たちの教育、それから、若年層の就労に光を当てて取り組んだものをまとめたものでございます。

127ページをお願いいたします。127ページからが四日市市部落差別の解消の推進に関する具体的方針に基づく活動、事業、本市の活動や事業をまとめたものでございまして、特に133ページ、134ページにつきましては、本市も協力しております、昨年、国が発表しました、部落差別の解消の推進に関する実態調査の報告資料でございます。

それから、135ページからが、同じく昨年四日市市が調査、報告をしました市民人権意識調査の抜粋でございます。

それから、151ページ、152ページが、部落差別及び人権侵害に関係していますインターネット上の課題に関する資料でございます。審議会の座長の北口先生から、インターネット上の人権侵害に関する情報をお伝えいただきましたり、本市でインターネットのモニタリングを試行していくというようなところで資料でございます。

これらについて、委員からいただきました意見につきましては、大きく104ページまで戻っていただければよろしいでしょうか。104ページをお願いいたします。104ページの中段よりちょっと下、委員の主な意見等のところでございますけれども、そこをご覧くださいますと、委員からの意見としましては、一つ目、子供たちに進路や将来を考えていただくための高校ガイダンスについて、視野を広く持たせる目的から、多くの高校に参加していただけるよう努めてほしいという意見であるとか、あと三つ目ですね、委員会に関わると

ころでは三つ目の意見、負の連鎖を断ち切るための就労支援について、パソコンスキルの習得を支援することは就職、転職に有利であるが、どこまでのスキルが必要か、個々の希望に合わせて考えていくことが重要だというご意見、そして、全体的に関係するところなんです。四つ目のご意見が、市民人権意識調査の結果において、部落差別の解消の推進に関する法律、平成28年にできた法律ですが、これであるとか、あと水平社宣言の市民の認知度が低い、この実態を重く受けとめて、引き続き、どんな形で市民に周知、啓発を訴えていくかということを改めて考えていく必要があるというご意見をいただきました。

説明は、以上でございます。長いこと、すみませんでした。

#### ○ 竹野兼主委員長

説明は、お聞き及びのとおりです。

ご質疑ありましたら挙手にて発言願います。

#### ○ 荒木美幸委員

説明ありがとうございました。今、資料はどこだったか、2回目の人権施策推進懇話会だったかなと思うんですが、委員の方からいただいた意見で、性的なマイノリティーの方についての記述があったかと思います。今日は教育委員会さんも来ていただいていますので、校長会が提案されて、共通制服が導入されますけれども、先だって聞き取りをさせていただいたときに、これがあまり進んでいないという状況をお聞きしましたけれども、その点について、少し説明していただけないでしょうか。

#### ○ 世古人権・同和教育課長

ご意見ありがとうございます。制服については、これを着ているから、例えば性的マイノリティーの方だというふうな決めつけを防ぐということは非常に大事なことだと思っております。したがって、個人の機能性であるとか、それから、ファッション性とか、そういったもので選んでいるという前提で、この制服を導入しておるということでございますので、こちらのほうが進んでいないというのは、ごめんなさい、例えば着用率が低いという意味でございましたら、それは多分にして子供たちが選択の中でそれを選んでいるということでございますので、その数字をもって、教育委員会としては、導入が進んでいる、進んでいないというふうには認識はしてはおりませんけれども。お答えでよろしいでしょ



うか。

## ○ 荒木美幸委員

ありがとうございます。進んでいないという使い方が少し誤解を招いてしまったかもしれません。申し訳ありません。要するに、今、説明をいただいたように、それを着ることによってそうであるという、そういう偏見というのは絶対あってはいけないと思います。先ほど課長がおっしゃったように、機能性、実用性、ファッション性、使いやすさということを経合的に見たときに、パンツスタイルもいいというね。そういう風土をやはりきちっと広げていただいた上で、そして、本当に必要としている方が手を挙げられない環境にならないように、そこだけはくれぐれも、非常に難しい問題だと思いますけれども、よろしくお願ひしたいと思います。それを確認したかったんです。ありがとうございました。

## ○ 川村幸康委員

行政課題はいろんな課題があるだろうけど、特にこういう人権に関する課題は、行政が主体的に取り組まないとなかなか機運は盛り上がらないけど、実は底辺で一番空気のように大事ということは、多分行政側は認識していると思うんだけど、実際に様々なことで男女の問題や障害者の問題や性的な問題、また部落差別にしても起こるよね。そこを考えていくと、やっぱりみんながあまり知らんのさ。知って初めて気づいて、行動に移すわけやで。例えばこの差別解消法の三つの法律ができたプロセス、障害者差別やヘイトスピーチや部落差別の解消の推進法って、議会も含めて行政職員も知らんのさ。だから、法ができたということは、やっぱりそういう仕組みができたんやで、仕組みをどうやって使うかということなんさ。

なかなかこれ、例えば今で言うとコロナやで、医療体制を言われておったじゃないかといって、医療体制のプランがあったんだけど、プランはあれどもプランだけで、こんなことが起こった場合、パンデミックが起こった場合にはという対応方法がなかったのと一緒で、差別事象や、あんなのでも起こったところの事後対応が多くて、事前予防という観点がない。一番私が危惧しているのは、時間軸で、私らが生まれた頃のように、例えば部落には消防自動車が入ってこないとか、くみ取りの行政サービスがないとか。私の頃はそうやったでね。中村さんとしゃべっていても、え、そうなのという話の世界があったり、様々なことがあった。そこを目に見えて解消しようというのがあれだったと思う。

例えば障害者でも、問題発言になるのかな、ならないだろうな。例えば、バリアフリーにしておけば障害者対策しておるといふような、私は行政はそういう嫌いがあると思っ  
ている。バリアフリーにしたからいいという話は、それは一つの手段であって、やっぱり心  
とかを含めた部分のところはどうするかというのは、行政施策の一番の難しさではあるん  
だけど。だから、やっぱりキーワードは、プランあれども進まずでは困るし、行政は迫及  
されると、このプランどおりやっていますという話しかないんだけど、やっぱりそこをも  
うちょっと私は厳しく指摘しておきたい。あなたらにももう少し、担当部署やで、厳しく  
そのことは思っ  
てやってほしい。

特に、人権三法ができたのに、いいきっかけだったのに、ほとんど知らんな、これを見  
ていると。それはやっぱり何かというと、当事者意識が少ない。なかなか当事者意識を持  
てといっても難しい問題があるんだけど、やっぱり行政は、それはまずは一義的に行政マ  
ンが持って、そしてこういう仕組みに改まったので、こういうことす  
というのを出すべ  
きだなと思っ  
て。それは、もう一つやっぱり議員のほうにも出してこなればいけ  
ないわ。よく国会議員さんが、国会はちょっと古いとか、男女比率もどうか言われるけど、それ  
は別に国だけのことではなくて、四日市市議会にも言えることだし、そういう意味では、  
ありとあらゆる場面で少しずつ変えていかなければいけないということは、今の全体的な  
方向性としては出てきたんやで。いま一度、特にこの新しくできた人権三法をどうやって  
市民の人に知ってもらおうかということの重要性を、具体的な計画に入れて。それは、総合  
計画にも読み取れば入っていることやわ。総合計画があなたらの基になるのだったら、や  
っぱり総合計画をてこにして、どうやるかということやで、そこでやっぱり取り組んでほ  
しい。で、それはうがいのほうだな、これ。うがいのほうや。これはそういう人権のうが  
いな。

だけど、今度逆に症状が出たという場合、どんな対応をするかというところをもうちょ  
っと充実させないといけないのではないかな。例えば荒木さんが言っていたズボンやらス  
カートの話な、よく今、新聞でも載っているけど、あの辺をどう行政は踏まえて、どうや  
って行くかということをやっぱりきちっと方向性を持っていなければいけないと思  
うな、俺。四日市、今のところ何も  
ないやんか。横を見ると、積極的にやっているところもある  
やんか。いい、悪いは別やで。それはやっぱり一つの何か判断を下しておるわけやろ。周  
りを見てからっていうやり方を四日市がするの  
かどうかは別やで。だけど、一つの判断を  
下しておるわけやで、四日市としての  
そういう判断は、やっぱりきちっと出すべきかなと。

そのエンジンはあなたらやろなと思っているので。市長部局から出てくるわけないでさ。ここの部局から出していかなければいけないので、それはやっぱりきちっと出してほしい。そんなとこ。

#### ○ 中村久雄委員

人権意識の啓発というのは非常に難しい問題で、誰しも人権差別しているとは、みんな思っていないのでね。その中でやるんですけど、この調査の136ページの、確認したいんですけど、市民の意識調査と人権フェスタ来場者アンケートにおける認知度は、人権フェスタに来られるだけあって、やっぱり人権意識が高いのはよく分かるんですけど、3番の県民意識調査、県全体が53%って結構高いなと思って、これはどういう調査ですか。同じような人権フェスタで聞いたやつかな。

#### ○ 石田人権・同和政策課長

そのページにもございますけれども、一番表の右に選択肢が書いてございます。それぞれ同じように、部落差別解消推進法を知っていますかという問いなんですが、県が認知していると捉えているのは、「内容（趣旨）を知っている」と「あることは知っている」という選択肢にマルを振ったものであり、その合計が53%ということです。四日市市のほうは何かといいますと、「くわしく知っている」、「だいたいの内容は知っている」を足したのが23.2%という。そういう取り方が違いまして。同じく国の調査も、一番下にございますけれども、「知っている」というのと「法の名前は知っているが、内容は知らない」というのを足すと31.5%という。それぞれ問いは一緒なんですけど、選択肢が違いまして、それを積み上げて、どれを知っていると言うかというところなんです。四日市市としては、それで上がってはきているとは思いますが、まだまだ少ないとは思っております。

#### ○ 中村久雄委員

ということは、約半数の人は、こんなのあるということだったり、そういう法律の名前、どこかで聞いたことあるなというぐらいの認識はあるということなので、それを今後の取組ですけれども、誰もが差別をしてしまう、差別されることもあるよということにかにつないでいって、それで深く行き方を探すしかないかなと感じます。どうもご苦労さまでございます。

○ 川村幸康委員

併せて言うと、そういう知っている、知らないから始まらないと、ゼロには何を掛けてもゼロやで。知って気づいて動くということで行くと、ワクチンだと集団免疫とよく言うけど、こういった、みんなで醸成されていくパーセンテージはきちっと目標を上げて、それに近づいていけるように、今度アンケートを取るときは知っていますと答えてもらうだけではなくて、こういうものは一つ要るのと違うかなというのは前々から思うんやわ。だから、まず目指すのは過半数だろうし。よく知っているも含めて、知っているを。次にやっぱりそれが100%になればいいことだけど、なかなか難しい中でいくと、最低過半数の50%は、そういったことを知っているのと。

理解があるのとは違うでな、またこれ。男女問題や障害者差別解消法を知っているというのと、本当に理解しているというのとの違いで、取りあえず知っているというのは50%を目指さないといけないと思うで、次のアンケートのときにやっぱり行政課題としてそういう目標を掲げて、それに対してどうあるべきかというのを行政内で練ってもらって、それを戦略的にやっぱり掲げて、戦術は、そうしたらどうすべきかとか、そういうふうな流れをつくり出すべきだなと思う。今はそんなのは何もないやん。やったのかと言ったら、プランどおりでこんなこととこんなことをやっていますとは言っているけど。結果が伴っていないで。もうどれだけになるの、人権三法ができて。

○ 石田人権・同和政策課長

平成28年のものですので、もう5年目になります。

○ 川村幸康委員

5年たってこれというのは、やっぱりどうなんだという話の世界だわ。できて5年ぐらいが一番の啓発期間やろう。力も入れるし、行政も。これだと全然だもん。だから、それはやっぱりきちっと結果を判断して、次の判断を下すときには、そのことを踏まえてやっていくということをしてもらわないと。

○ 石田人権・同和政策課長

私の体験ですけれども、法律を知っていただく中で、部落差別があるんだというところ

と、インターネット上で、そういう部落差別が、近年増えてきたということが明記されています。そういう意味では、法律を知っていただくと、部落差別ってあるんだ、こうやってインターネットの形であるんだということを納得していただけるものと思っています。そういう意味で、議員のおっしゃるとおりだと思いますし、先ほども申しました水平社宣言については、実は調査結果では、認知度が落ちているんですね。そういう意味でいくと、来年度が水平社宣言から100年という節目になりますので、そういうところ、水平社宣言の意義と活動の意義、それから部落差別解消推進法とともに、今後また啓発をしてまいりますので、よろしくお願いします。

## ○ 川村幸康委員

コロナの差別と言っているだろう。あれ、差別の部分と隔離せなあかん部分とあるやん。この間もしゃべっていたら、気になったんだけど、コロナで隔離するのは差別と違うと言うんだ。どっちだという話なんや。で、これ難しい話で、こんな例えがいいかどうかよく分からないけど、口の中にあるものは、自分で汚いと思うか、石田さん、汚いと思わないだろう。ところが、つばを吐いて、ぺっと自分の手についたら汚いと思うやん。これとよく似たところがあって、自分以外は異質と見るというのは人間の本能でもあるのやわ、多分。だから議会でも、自分と違うことを言ったり、行政側と違うことを俺はよく言うと、川村はちょっと変わっていて、異質となるんやわ。だけど、物の見方を変えると、それは、言わなければいけないことを言うという信念なのか、勘違いなのかという世界の話で、多数決になるんやわな、政治の世界だと。

特にコロナが出てくると、急にいわれもないことになってあれすると、そこで初めて自分が当事者になったときに、その人の新聞インタビューだけど、今までの人権課題のことがよく分かってきたというんやな。新聞でインタビューに答えていた人も、そうやって言っていた。そうすると、やっぱりなかなか当事者意識を持とうと思っても持たないけど、自分が利害関係の中や渦に巻き込まれると、そういうふうになるんやわな。だから、これからコロナになると、恐らくなる。様々な形で。俺の近くでも、コロナになった人おる。そして、治ったでと行って出て来る。だけれども、なったんやなと思ったらあかんけど、思ってしまう。それが悪かといったら、どうか分からないけど。だから、本当にこれから人権意識を高めようと思うと、人間が持っている本能との闘いの部分もあるわ。

この間も、中村さん、こんこん咳をして、熱あるって言った。避けるもんな、こうやっ

て。それと一緒に、やっぱりこれからコロナや、あんなのが出てきて、よく分かるようになったのは、やっぱり自分と違う菌を持っておるといふ、異質なものを排除するといふ人間の本能なので、それにやっぱりうまくあんなら取り組まないと、行政が。こういったことでもいろいろところで、生きていく上でのバリアが一つ増えるでさ。そういったことは、もう少し乗り越えていくような。知識があれば、これは乗り越えていけるので、その知識がないとなかなか乗り越えられない部分があるので、そこをどうやって市民につけていくかということも、このコロナ禍の中で特に力を入れてやってほしい。ここには大義もあるし、やっぱり市民全員が当事者意識があるでな。ワクチンも打ってもらわなわけや。だけど、不安に思っている市民もいっぱいいるわ。俺のところにも聞きに来るもん。順番回ってきて、川村さん、打ってもらわなあかんのか、打つのか、川村さんはどうやといふもので、俺は立場上打つとっておくよといふ話とかさ。正味の話やで。だけど、不安は不安やな、正直言つて。だけど、やっぱりみんなが打つて感染させやんといふことは大事やで、やっていきましょうといふことになるのだからと思う。そういうときにもやっぱりその意識がどこから来るかといふときに、自分一人では生きられへんで、どうせなあかんのやといふ発想が出てくるんやわな。そこにかんと、差別意識とか、そういう考え方でいくと、それは逆の、昔あった道に戻っていくといふことやで、そこらをしっかりと意識啓発せんとなと思つて。だから、コロナ禍は物すごく大事やで。

以上です。

## ○ 石田人権・同和政策課長

私個人も、部落差別を解消することといふのは、いろんな人権につながるよといふことを昔から聞いております。部落差別も人権の課題として取り組んでおるわけですけども、今回、近年でいくとLGBTでありますとか性の多様性の中でとか、それから、コロナウイルスの感染の中で、どうして人は人のことを遠ざけるのかなと考えたときに、すごく分かりやすい事例だと僕は思っています。そういう意味では、コロナといふのは世界中の災禍ですけども、この機会といふところで人権といふのを実感していただくといふことにつながればなと思つていますし、それで勉強せなあかん、自分でこう勉強して知つておいていただく、こういうときに人はこうしてしまうんだなといふことを知つていただくことが、感覚としての人権になるのかなと思つていますし、知識としても加えていただいとつています。

いずれにしても、私一人や部署だけで人権を守っていこうなんて思っていません。皆さんとつながらせていただいて、みんなでこのコロナに立ち向かって、差別をしない世の中にしていこうということから始めて、いろんな人権について考えていただけたらなと思っています。ありがとうございました。

○ 竹野兼主委員長

他にご質疑ございますか。

(なし)

○ 竹野兼主委員長

他にご質疑もありませんので、本件についてはこの程度といたします。

それでは、理事者の皆さん、ご苦労さまでした。

教育民生常任委員会は、これで、請願を除いて全て終了しました。

委員の皆様には確認事項がありますので、しばらくお待ちいただきたいと思います。

最初に委員会が始まる前にお話しさせていただきましたが、高校生議員が取りまとめ、市議会に提出いただいた意見書のうちの当委員会所管に関係する地域活性化委員会の意見書を会議用システムの09、2月定例会議会、05教育民生常任委員会、011その他の項のところに掲載しております。

意見書のところで、この委員会に関連する1番の項目について、委員の皆様からご意見や感想をお聞きしたいと思います。なお、いただいた意見につきましては、他の委員会に出された意見とともに、次号の議会だより、ホームページに要約して掲載する場合がありますので、お伝えいたしたいと思います。申し訳ありませんが、今回、広報広聴委員には伊藤昌志委員、後藤委員、平野委員と3人いらっしゃいますし、もし今、ご意見いただければと思いますが、いかがでしょうか。

○ 川村幸康委員

これ、もう委員会とは違うんやろ。

○ 竹野兼主委員長

違います。

## ○ 川村幸康委員

これの位置づけは、どういう位置づけで来ているのかなと思って。高校生議会で何かすると言っていたけど、結局コロナ禍でできなかったですね。できなかったから、こういった面で一つ足跡として残してほしいというまでは聞いているのだけど、代表者会議でも。そうすると、これを委員長が見て、この高校生のね、こうやって出されたのに対して、どう取り扱うかというのは諮られたのかな。あまり分かっていないんさ、俺も。代表者会議も議会運営委員会も出ているのだけど。一つのメモリーとして残してというようなことは聞いたような感じはするのだけど、消えていったらいけない、メモリーとして残しておこうというのだけど、これの権限や権能というか、効力というのはどう取り扱うべきかというのは処理していないんさ、これ、実はな。

そうすると、極端なことを言って、高校生からいろいろな意見が出て、いいアイデアもあったかどうか分からないけど、のむのであれば、もう一度議会がきちっとそれは出して、もんで、のむという話だろうなと思っているんです。だから、これをどう取り扱うかといったときに、記録程度になるのだろうなと思っているの、俺は。取扱いが。かわいそうとか、せっかく出したのと言うけど、そこはやっぱりきちっと権限は四日市市議会という公式な権限やで、四日市の公式な議会が、広報広聴の意味も含め、政治に関心を持ってもらおうということをつくった高校生議会に対して、一定の資格を与える権限があるのかというと、ないよな、議会も。広報広聴の意味でやっているだけであって。

もし、変な話だけど、全然議会で及びもつかない、また、実現、達成が不可能なものが出てきた場合に、それを公式に採用して、その方向でいくのかということも含めると、議会は、高校生議会から出たといえども、そこらのところのすみ分け方をきちっとせなあかんと思うので。だから、今、委員長が言われたみたいな形の中でいくと、別に俺は、これで聞き置く、こういうのが出てきた、議事録にこういうふうなことで残しておきますよ、まででとどめるべきだなと思っておるのや。それを、採択するか不採択するかという問題ではないだろうなと思って。

## ○ 竹野兼主委員長

今、言われるみたいに、採択する、しないという意味合いのところではなくて、高校生



の考え方として、広報広聴委員会がいろいろと勉強会を開きながら指導していく中で、高校生はどんなことを考えているのかというのがまとめられた。それを、せっかくのことなので、多分これは面白いやないかと思って、それをどうするのか、内容をぜひ、自分も思いを共有できた場合には、これは面白いのでやってみようとかという権限そのものではなくて、意見があるというのを知ってもらうための考え方なのかなと思うんですけど。だから、その部分のところで、今、川村委員が言われたみたいに、この意見についてはこういうのがあったんだなということ聞き置く程度でいいという意見でもいいですし、この中身を読んでもらった中で、この意見が面白かったなという意見でも、その確認を少しこの委員会の中でさせていただける時間をお願いしたいということです。だから、権能とかは全くないと思っていただいて、僕はいいと思っています。

#### ○ 川村幸康委員

さっき私が言ったみたいに、知って気づいて動くんやで、高校生の意見、こういうふうなことがありますと私らに知らしてもらったというのにとどめておいて、気づいたら、議員の個人活動とか、それぞれがそれは、高校生議会もあったけど、こうやってやったほうがいいのではないかと思ったら、それはもう一度議会がこうするというような形の位置づけで、教育民生常任委員会は思っておいたらいいという確認なのやけどな、私は。

#### ○ 竹野兼主委員長

私もそうやって、実は思っています。他の委員の方はどうですか。

#### ○ 荒木美幸委員

これを読ませていただくと、なるほどと思うものもあれば、ちょっとこれは実現不可能かなというのも実際あるんですね。やはり川村委員おっしゃったように、聞き置くというのももちろんそうですし、今、この場をこうやって持つこと自体が、またこれは一つの高校生に対しての、きちんと扱わせていただいているよということの示しかなと思うのと同時に、聞き置くプラス、先ほど委員長もおっしゃったように、感想を述べるというか、そういう程度でいいのかなと思います。そして、川村さんがおっしゃったように、この中で、ピンポイントで、これは参考にすべきで、これから議員としてこれは推進してあげたいと思えば、それは個々の活動につなげていけばいいのかなと思います。もしそうなったとす

れば、今回高校生議会は開催できなかつたけれども、このようにまとめていただいたということで意味があるのかなと思います。預かっていること自体が、これは大事なことだなと思います。今、のせていることがね、委員会にね。

#### ○ 竹野兼主委員長

もし、感想の部分のところについて、何かあれば、事務局のほうにメールなり何なりで、こういうふうな部分を感じたんだというのを出していただくことをお願いしておけば、その程度で私はいいのかなと思います。また、特に今のところでの位置づけは何かといったら、一番は、こういうことを提案して、市議会に関心を持っていただくということが、最初始めたときの意図であったと思っておりますので、ぜひ読んで、感想を言いたいんだというのがあれば、事務局のほうに少しご意見をいただくことをお願いしまして、この項についてはこの程度としたいと思いますが。

#### ○ 中村久雄委員

これは広報広聴委員会で進めてもらってきたんですけど、意見書として出ているので、広報広聴委員会の進め方の中では、意見書を受けて検討するとか、そういうことも考えているんじゃないの。

#### ○ 渡邊議会事務局主事

事務局の渡邊ですけれども、一応、今回、例えばこの意見書に対してご意見いただいた意見を、例えば次号の議会だよりに載せたり、あるいは市のホームページに要約して掲載するということは、今のところ考えておることです。

#### ○ 荒木美幸委員

意見をメール等でというのはいいかと思うんですけども、この地域活性化委員会、この中で感想を述べるとするならば、教育民生常任委員会に関わる部分、例えば高齢者のところの部分をとということですか。

#### ○ 竹野兼主委員長

1のところですか。その部分だけです。そうです。

○ 荒木美幸委員

そうすると、ほかの委員会の、委員会というか、資料を見ると、例えば防災のところにはヘルプマークのことや、それから、先日、委員会でも私、触れた保健師のこととか、それから、災害後の学校再開について触れている部分があるんですね。そういったところに触れてはいけないのか、いいのかというのが分からないんですけど。

○ 渡邊議会事務局主事

事務局です。第一は、この教育民生常任委員会に関わる部分ということで、この1番のところを、今、見ていただいておりますけれども、特段、じゃ、ほかは意見できないのかというと、そういうことを特段禁止してございませんもので、その他の意見がもしあれば、それは教えていただければと思います。

○ 竹野兼主委員長

よろしいでしょうか。多くの意見があった場合、例えば議会だよりにそれを全部載せられるかということ、なかなかそういう状況にはならないので、その部分のところについては、申し訳ありません、正副委員長のほうで、なるべく皆さんの意見がうまく載るような形で調整させていただくことをお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 竹野兼主委員長

では、その形で進めさせていただきますので、1週間ぐらいの間に意見をいただければ。要するに来週の月曜日のお昼までによりしくお願いいたします。

それでは、次に、2月定例会議会の議会報告会、シティ・ミーティングについてをお諮りさせていただきたいと思います。

収録日時につきましては、皆さんに令和3年3月30日午後1時半からということで確認はされておりますが、役割の割り振りを行わなければならないと思っています。状況を説明させていただくと、ふだんのカメラ以外に、委員長席のところに、話をするためのカメラが置かれます。そのカメラに対して、席を替わって報告していただくこととなります。

これは全員、全ての方に、少なくとも最低でも1こまずつはお願いしていきたいと思っております。

○ 川村幸康委員

分からないんだけど、限られた時間内でまとめて話をしようと思ったら、正副委員長だけに一任して、それでやってもらったらあかんの。そうしたら、俺だけは写真を後ろに貼っておいてくれたらいい。座っているぐらいのことはあれですけど、報告はやっぱり変わると時間もかかるし。スムーズさがないし、見ていても見づらいと思うんやわ。そんなに視聴率あるもんでもないで。

○ 竹野兼主委員長

いやいや、結構見ている方いますよ。

○ 川村幸康委員

だけど、このインターネット中継でも、3人から4人やわ、せいぜい。見ているのは。今日でも。

○ 竹野兼主委員長

そういう意見が出ましたが、私はぜひ報告をしたいんだということがあれば、いかがでしょう。

○ 川村幸康委員

12月議会のやつ見たやろ。俺、見たけど。想像してみ。これは、逆に俺らは発信して自己満足か分からないけど、少なくとも見る側から見たら、あれでも替わり過ぎだと思うぐらいやで。それは大事なことだと思うわ、俺。

だから、正副委員長で、考えて回してもらったら、それで結構や。俺らうんうんとうなずいておるので。

○ 竹野兼主委員長

そうすると、正副委員長で進めるべきというような意見が出ましたので、もうまとめな

ければ仕方ないので。

○ 渡邊議会事務局主事

事務局ですけれども、今回、事前に市民の方から意見聴取をさせていただくわけなんですけれども、それに対する回答というのも収録の中でやっていくんですが、そういったことも含めて、正副委員長お二人でというところ、いかがなのでしょうかというところもちょっとあるかなと思います。

○ 川村幸康委員

それは整理してあるの、事務局で。市民意見に対して回答というけど、俺らに回答権はあらへんのやで。

○ 渡邊議会事務局主事

イメージとしては、普通の今までの議会報告会だと、現場に議員の方がみえて、直接やり取りをされるので、それを事前の質問と捉えてもらって、それに対する回答を収録時にやってもらう、そういうイメージであります。

○ 竹野兼主委員長

そういう意味合いのところ、例えば1時間をずっと話し続けるというのは大変なので、申し訳ありませんが、正副委員長に一任いただく中では、例えばこういう質問が来ているけれど、少し代わってしゃべっていただけませんか。内容の部分のところについてはちゃんと事前にお話をさせていただいて、それを答弁していただくような形を調整しますので、一任の部分のところ、言うなら、少し代わっていただけるといふ部分のところについても確認を取らせていただきたいと思いますと考えますが、よろしいでしょうか。

○ 川村幸康委員

質問事項に委員が答えるというんだけど、委員の答え方によって、伝えるニュアンスも変わるよ、これ。

よく議会にも来てもらう人が来ていて、川村はこういうことを答えとったやないか、どくなつとるんやと言われた場合に、それは何ともならんよ。そこらを考えるセンスは要る。

だから、俺らにそんな権限がないのに言ってしまうと難しいんやわ。逆に言ったら、それは俺に権限くれさ、市長権限。そうしたら、俺は言う。その代わり、逆に言ったら、行政はやらなあかんで。だから、そこは事務局の安易な発想やわ。

#### ○ 竹野兼主委員長

今回初めての話なので、こういうのでどうだろうという部分のところで、今、確認させてもらっていますが、教育民生常任委員会の中では、そういう意味合いのところを全て勘案して、正副委員長でやればいいじゃないのということになったという報告をさせてもらうしか、今のところないのかなと思いますので。

#### ○ 川村幸康委員

取りあえず、市民から質問を受けるというけど、それは、前のときにも言ったんだけど、シティ・ミーティングでも、一個人の見解ですよと言っているけど、議会としての責任は大なり小なりあって、無責任なことになってしまうよと。責任を持たないことを発出するというのは、俺らは曲がりなりにも市議会の議員、政治家なんやで、責任を持たなあかんやん、自分の発言に。そのときの責任の取りようがないもので。委員会でいろいろなことを言っているけど、行政提案のやつをマルかバツかで本会議で採決するだけやでな。そこにとどめられるけど、それ以外のことを聞かれて、それも発信するとなれば、それは不特定多数に伝わるわけやで、ちょっと安易やわ。行政提案に対して質問されたとき、こんな議論をしたという報告はできるけど。

#### ○ 竹野兼主委員長

ただ、質問の部分のところについても、全て取り上げるわけでもなくて、さっきもお話しさせてもらいましたが、質問がどれだけ来るのかという状況も分からない中で、少しでも活躍してもらっている部分のところを、このカメラに、もしよければ残していきたいなという思いが実はあります。だから、そういう意味合いのところで一応引き受けさせてもらいますが。

#### ○ 川村幸康委員

それだったら、委員長、否定的に捉えやんといてな。だけど、俺はいつでもややこしく

なったときには、やっぱり一番厄介な問題を考えながら前向きに考えたほうがいいと思うと、例えば、今回も評決が分かれたのが奨学金の問題や。俺は反対しているんだけど。そうすると、聞かれたとき、俺は予算に限界を持つべきじゃなくて、経済的に困っている子供たちはみんな救ってやるべきだと言ったけど、委員会ではそうだ、何だという話があったのは事実や。そういうことなんやさ。だから、俺ら個人にしゃべらせてくれるのだったら、俺だって言うてしまうでな、委員会で採決が分かれたことを。逆に言ったら、奨学金は先着順になってしまって、1から50番目までは救うけど、51番からは救わないというのは、俺は反対だったと。

○ 竹野兼主委員長

それやで、そういう意味合いの意見があったんやと。

○ 川村幸康委員

そう。そういう意見になるわな。だけど、議会報告会の中だったら、散らばっていかないし、そういう考えだったんだぐらいの程度で終わるけど、逆にメディアだったら、賛成しなかった人は、何や51番を捨てたんやなという話にも聞き取れるでな。だから、やっぱり電波にのせて発信するときは、あるがままを映すので、考えてやらないと。俺は、過去に自分の発言でもえらい目に遭ったこともあるでな。ねちねち、ねちねちとやられたでな。議会報告会でもあるんだよ、それ。ずっと電話がかかってくる。事務局にもずっと電話がかかってきてしまって。嫌がらせで難儀するんやわ、対応が。

○ 竹野兼主委員長

それで、今の話のところで、誰が答えるかというところはちょっとこっちに置いておいて、3月10日から事前の質問の募集のために、今回教育民生常任委員会でこんな議案があって、こういうことを議論しましたというところについては、申し訳ありませんが、正副委員長のほうで一任を取らせていただいて、取りあえず、こういうのを出すことになりましたというのは皆さんに発信させてもらいますし。

さっき言われた部分のところをしっかりと基本として考えながら、そういうことにならないような内容の参考資料を出していきたいなと思いますので。

○ 川村幸康委員

委員長、何度も言うように、周知するのは構わないんだけど、やっぱりその後の処理はどうなるかというところは見通してからやらないと、私の経験上だとトラブルを起こしかねやん。だから、やっぱりそこらをね。30万人もいると、いろんな人がいるので、それは生産的じゃない議論を呼んでしまう場合もあるのでね。

○ 竹野兼主委員長

ただ、この議会報告会がこれまでずっと中止になってきたことも踏まえて、ネットでの配信ということは決まっていますので、そここのところに向かって対応をさせてもらうための最低限の確認ということなので、できたらご了解いただきたいと思います。

○ 川村幸康委員

そこらをちゃんと配慮してほしいということやな。

○ 竹野兼主委員長

はい。では、その形で進めさせていただきますのでよろしいですか。

(異議なし)

○ 竹野兼主委員長

3月25日に、先ほども言った事前質問をメールで皆さんに報告だけはさせていただきます。あと、この形で進めさせていただきますので、ご協力お願いします。

なお、休会中の所管事務調査について少しお話しさせていただきたいと思っておりますが、前回、コロナの関係で大変だったもので、本市における保健師の充足率についてという部分で、前、伊藤昌志委員から所管事務調査を行いたいという話をされていたんですが、一般質問やら、いろんな部分のところで書類が出てきています。正副委員長のところでお話をさせてもらったんですが、保育園の入所時に第8希望まで書けることになっていますが、もともとは第3希望であったのが第8希望になったという、なぜそんなことになったのかということ。実は川村委員も代表質問のところで少し指摘されていたりというのがあって、できればそれを、こども未来部のところで、保育園の入所という部分を課題にして調査を



行っていきたいと、委員長としては提案させていただきたいんですが、いかがでしょうか。それ以外に、何かほかに、俺はこれがしたいんだというのが、もしあればですけど。

この形で進めさせてもらうことでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 竹野兼主委員長

その形でさせていただきます。

そうしたら日程ですが、4月19日、午後1時半、もしくは4月21日で、皆様のご都合をお尋ねしていきたいと思います。19日の月曜日、午後1時半、もしくは4月21日の午前、午後どちらでも。

○ 川村幸康委員

私は19日のほうがいいな。

○ 竹野兼主委員長

では、4月19日、午後1時半でよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 竹野兼主委員長

じゃ、4月19日、午後1時半に所管事務調査を決定させていただきます。保育園入所時の手続についてを調査項目とさせていただきますので、よろしくお願ひします。

4 常任委員会の報告会については、4月30日に開催される予定です。資料についてですけど、当委員会として学童保育と小学校の役割分担と連携について、学校プール運営事業の在り方についての2項目を所管事務調査として実施しましたので、各回の所管事務調査報告書を資料としたいと思っています。資料(案)につきましては会議用システム09、2月定例月議会、05教育民生常任委員会、012その他にアップロードしておりますので、このほかにも各委員会において報告が必要と判断した事項があればいただきたいということを、今、諮っております。よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 竹野兼主委員長

それでは、今回の報告につきましては、所管事務調査を行った項目のみを行いますので、よろしくをお願いします。また、当日の役割分担については、資料説明を委員長が行いまして、質疑については全委員で対応していただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 竹野兼主委員長

じゃ、当日はよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、年間白書の作成についてです。年間白書については、議会運営委員会で決められた手順に従いまして、委員会の構成、委員会開催状況、委員長報告、予算・決算分科会長報告、所管事務調査報告書、行政視察報告書、議会報告会の概要を内容としまして、正副委員長にて作成をしたいと考えております。そのほかにも委員会として追加する内容があれば。委員の皆様、いかがでしょうか。もう一任いただけますでしょうか。

(異議なし)

○ 竹野兼主委員長

それで進めさせていただきたいと思ひます。それでは、正副委員長で作成させていただいた完成後には、会議用システムにアップロードさせていただきますので、その際には皆様にメールでお知らせしたいと思ひますので、ご了承いただきたいと思ひます。

それと、任期中のこの2年間で、「心豊かな“よっかいち人”を育むまちについて」ということで、当委員会につきましては、2年間にわたり調査を行ってまいりました。調査内容は、09の2月定例月議会、05教育民生常任委員会、013その他のとおり取りまとめてありますので、この内容をもって調査を終了したいと思ひますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 竹野兼主委員長

ありがとうございます。それでは、最後に、分科会長報告、提言シート整理、委員長報告につきましては、正副委員長に一任していただいでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 竹野兼主委員長

ありがとうございます。それでは、以上で全ての事項が終了しましたので、委員会を閉じさせていただきます。今日のご苦労さまでした。

15 : 18 閉議